

**令和3年度 包括外部監査**  
**「下水道事業等に関する事務の執行について」**  
**包括外部監査結果報告書に対する対応状況と考え方**

**久 留 米 市**

**令和5年3月**

令和3年度 包括外部監査結果報告書に対する対応状況

下水道事業等に関する事務の執行について

No.	年度	ペー	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
1	R03	20.21	上下水道部	総務	<p>第3章 監査結果総括 1. 監査結果の共通の意見 (1) 下水道事業の事業計画(投資計画、返済計画)、資金繰りの見直し(指摘1) 下水道事業会計が返済を要する債務残高は、企業債残高640億円、一時借入金43億円、他会計借入金5億円の合計689億円である。この金額は営業収益(売上高)46億円の14倍、簡易キャッシュ・フロー24億円の28倍に相当する。すなわち、下水道事業は、営業収益の約14年分、1年間に獲得する現金を示す簡易キャッシュ・フローの約28年分の債務残高が計上されており、非常に債務残高が多い状況である。 また、期中において一時的な資金不足に対応するため出納取扱金融機関からの当座貸越や、水道事業会計からの短期借入を実施している。下水道事業の債務残高の多さや資金繰りは注意を要する。このような状況の中、毎年100億円程度の設備投資を実施し、又は計画しているが、資金繰りが安定するまでは人命にかかわる浸水対策など必要最小限の設備投資にとどめ、その他の設備投資については取りやめるか延期することを検討する必要がある。 上記の状況を改善すべく、久留米市企業局では令和3年3月に「久留米市上下水道事業経営戦略2021-2030」を策定・公表しているが、その123ページに記載の投資・財政計画の推計結果は、令和8年度に経常損益が赤字に転じ、その後、赤字幅は拡大し、令和12年度には4.8億円まで赤字が拡大する。この計画のとおり実施すれば、投資財源、起債の償還財源は令和9年度以降経常的に不足が生じる見通しである、と自ら表記し、事業体の資金の困窮度を示す経営戦略となっている。 そして、収支ギャップの解消に向けた対応策として、次に掲げる主な検討項目が記載されている(久留米市上下水道事業経営戦略2021-2030 124ページ)。 ① ストックマネジメントによる建設改良費の更なる平準化・低減 ⇒ライフサイクルコストを考慮して構造物・設備の計画的・効率的な更新を実施する。 ② 汚水処理手法の最適化の検討 ⇒公共下水道区域の再検証、合併処理浄化槽(個人設置型・市町村設置型)の整備手法について検討し生活排水処理基本構想の見直しを行う。 ③ 繰入金その他の財源の確保及び財源構成の適正化 ⇒平成28年以降、15億6,700万円の一定額となっている久留米市一般会計からの繰入金に関し、雨水処理に要する経費及び分流式下水道に要する経費の適切な繰入額について久留米市一般会計と継続して協議する。 ④ 下水道使用料水準の見直し ⇒設備投資計画による資金不足について、その解消に向け、業務の更なる効率化による費用縮減とあわせて、適正な使用料水準の検証を行い、改定の必要性や実施時期等について検討する。 (注:上記⇒下線部については、包括外部監査人の記載である)</p>	指摘	<p>地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するよう運営することが求められています(地方公営企業法第3条)。上下水道部では、下水道事業について経営的に安定し持続的に事業継続することで、この基本原則を達成していくことが必要です。しかし経営の現状としては意見の通り、巨額の債務残高を抱え、投資・財政計画の見通しでも経常損益の赤字や内部留保資金の経常的な不足を想定することから、経営改善が必須であると強く認識しています。 この解消に向けた取組みですが、意見にある4つの取組みを軸に進めているところです。①については、現在ストックマネジメント計画と投資・財政計画の整合性を図る作業に取り組んでおり、必要な投資と経営のバランスの調整を令和5年度中に行う予定です。また、②については、令和3年度に生活排水処理基本構想の見直し会議を発足し、令和4年度中に大筋の方向性を定め、令和5年度中に見直す取組みを進めているところです。また、③及び、④についてはセットで検討するものと考えており、令和4年度から繰入金について総合政策部との調整を開始しています。使用料についても改定に向け、検討していきます。 以上のように、令和3年度より久留米市上下水道事業経営戦略に掲げる上記4つの対策を軸とした経営改善の取組みを始めました。各事業の検討の進捗に合わせて市民、議会、利害関係者等への説明を行い、理解を得ながら、持続可能な健全経営を目指していきます。</p>	検討中
2	R03	22	上下水道部	総務	<p>第3章 監査結果総括 1. 監査結果の共通の意見 (2) 汚水私費、雨水公費の原則の徹底(意見1) 汚水については私費で負担し、雨水処理にかかる費用は公費で負担する「汚水私費、雨水公費の原則」がある。 一般会計から下水道事業へ毎年定額の15億6,700万円を繰り入れているが、第一義的には雨水処理費用に充当し、その残りを分流式下水道に要する経費に充てるという構造になっており、雨水処理に要する経費が増大すれば分流式下水道に要する経費への充当は減少することになる。この結果、大雨・洪水対策に係る経費の増加分は実質的に下水道事業が負担し、一般会計の負担は増加していない。このことは、下水道事業の財政状態を悪化させ、結果的に雨水対策ができないようなことになれば市民の生活と財産が雨水の危険にさらされることになるので、原則に従い、雨水対策費用については一般会計(公費)にて責任をもって対応すべきである。今後は、約15億6,700万円固定での支出ではなく、目的ごとに経費を積み上げ適切な繰入額を計算し、必要な雨水対策費用については一般会計(公費)で負担し、より大雨に強い街づくりに取り組む必要がある。 令和3年8月のような大雨時には、久留米市内の下水処理施設には通常時の5倍以上の下水が流入することもある。このような緊急時には処理場職員、委託業者の技術者等は1週間余りにわたり24時間体制で現場対応に当たっている。現在の技術職職員は比較的長期にわたり処理場に配属され、技術的水準は高く、ベテランの域に達しているが、この技術と経験を伝承する人材の育成やローテーション体制を築くほどの余裕人員は確保できていない。 日常の汚水処理業務については、委託業者により一定程度の業務と品質の確保は可能ではあるが、大雨・浸水時の緊急対応は市職員の経験と技術に基づく瞬時の判断が不可欠である。雨水公費の原則に従えば、大雨・洪水などの緊急対応に当たる職員は、一般会計の責任で育成・確保すべき職員と言える。すなわち、雨水対策に要する費用及び体制については、原則に従い、一般会計(公費)で責任をもって対応すべきである。 できるだけ早期に、雨水処理に要する経費及び分流式下水道に要する経費の適切な繰入額について久留米市一般会計と継続して協議する必要がある。</p>	意見	<p>一般会計からの繰入金の内訳は、「①雨水処理負担金」「②他会計補助金(汚水処理に関するもの)」「③他会計負担金(企業債償還に関するもの)」の3つに大別されますが、久留米市における一般会計からの繰入金の課題は、②の一般会計との負担割合の考え方が、明確になっておらず、繰入金全体が定額で設定されている現状です。 令和3年度決算においては、雨水公費の原則により、かかる費用は全額繰入金で負担できています。しかし意見のように、福岡県の総合内水対策に関連して久留米市も雨水対策投資を増加しているため、①の増加は必至であり、定額の繰入金の中で、②がその調整弁となっています。そのため、②の負担のあり方を確立すべきであると考えています。令和5年度予算編成より総合政策部と具体的な協議を進める予定です。 上下水道部では、全庁的な災害対応とは別に、大雨時は筒川管理の視点から緊急体制を取っています。技術的経験を要する業務に対応する職員の育成課題については、令和4年度より下水道施設課のローテーションを見直し、改善を図っています。 また、かかる人件費等を豪雨災害対応として、一般会計に請求をする必要性については、先述の視点もあるため、今後の検討課題と考えています。</p>	検討中

No.	年度	ペー	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
4	R03	40.41	上下水道部	給排水設備課	<p>第4章 各論</p> <p>1. 久留米市下水道条例 (指摘2) 除害施設の定義の誤り 「除害施設」の定義が誤っている。 下水道法第12条では、「除害施設」について、「著しく公共下水道等の施設の機能を妨げ、又は公共下水道等の施設を損傷するおそれのある下水による障害を除去するために必要な施設」と定義づけられている。 これに対して、久留米市下水道条例第2条第7号では、「除害施設」は、「公共下水道の施設の機能を妨げ、若しくはその施設を損傷するおそれのある汚水又は多量の有害物質を含む汚水(水洗便所から排除される汚水を除く。)による障害を除去するために必要な施設」と定義づけている。 機能妨害・損傷のおそれについては、「著しいもの」に対してのみ除害施設の設置が義務付けられるのであって、わずかな機能妨害・損傷のおそれがあったとしても除害施設の設置は義務付けられないので、久留米市下水道条例の規定は誤っている。 また、「多量の有害物質を含む汚水(水洗便所から排除される汚水を除く。)による障害」を除去するために必要な施設ではない。 この点について、担当者からは、「著しく」については、基準が曖昧になってしまうのでこれを避けるために省略したものであるとの意見が提出された。しかし、具体的な基準については、政令で定められており、曖昧にはなっていない。下水道法に規定された用語について、異なる定義をする理由とはならない。 除害施設の定義は、下水道法による定義と一致させるなどの対応が望まれる。</p>	指摘	<p>ご指摘のとおり、下水道法の「除害施設の設置等」についての定義と、久留米市下水道条例の「除害施設」の定義に相違がございます。下水道法第12条の「著しく公共下水道等の施設の機能を妨げ…」の記述が、久留米市下水道条例第2条第7号では、「著しく」の記述がありません。この規定は令第9条に定める基準に従い基準以上の悪質な汚水を下水道に排除しないよう除害施設の設置を義務付けることが目的であり、このことを考慮した上で「著しく」の解釈及び下水道の機能及び構造を保全するという観点から条例改正の必要性を検討したいと考えております。また、下水道条例第2条第7号にある「多量の有害物質を含む汚水(水洗便所から排除される汚水を除く。)」の記述についても同様の目的により、設置者に不当な義務を課すことのないよう、かつ下水道の機能及び構造を保全するという観点から条例改正の必要性を検討したいと考えております。</p>	検討中
5	R03	41	上下水道部	給排水設備課	<p>第4章 各論</p> <p>1. 久留米市下水道条例 (指摘3) 特定事業場の定義の相違 「特定事業場」の定義が、下水道法と異なっている。 下水道法第12条の2第1項では、「特定事業場」を「特定施設を設置する工場又は事業場」と定義づけしており、「特定施設」は、同法第11条の2第2項で、「継続して下水を排除して公共下水道を使用しようとする水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設又はダイオキシン類対策特別措置法第12条第1項第6号に規定する水質基準対象施設」と定義づけられているので、結局、「特定事業場」とは、継続して下水を排除して公共下水道を使用しようとする水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設又はダイオキシン類対策特別措置法第12条第1項第6号に規定する水質基準対象施設を設置する工場又は事業場」のことである。 これに対して、久留米市下水道条例では、第2条第8号において「水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設を設置する工場又は事業場」と定義づけしており、「ダイオキシン類対策特別措置法に規程する水質基準対象施設を設置する工場又は事業場」を「特定事業場」から除外している。 久留米市下水道条例では、「特定事業場」から排出できる汚水を制限しているが、上述のとおり、「特定事業場」から「ダイオキシン類対策特別措置法に規程する水質基準対象施設を設置する工場又は事業場」を除外していることから、当該施設から下水を排除する場合には、制限がない状態となってしまっている。 本来制限すべきものであるのに、これについて条例での規定が漏れた結果、規制できない状態となってしまっている。 「特定事業場」の定義を下水道法と一致させるなど対応を検討されたい。</p>	指摘	<p>ご指摘のとおり、下水道法と久留米市下水道条例の「特定事業場」の定義が異なっております。平成12年にダイオキシン類対策特別措置法の施行に伴い、当時条例の一部改正が必要であったと思われます。特定施設及び特定事業場については、下水道法第11条の2第2項及び第12条の2第1項で明確に規定しており、条例において、ダイオキシンに関する記述が不備があると思われます。そのため、下水道法の規定と整合性がとれるよう実情に合った条文を検討してまいります。</p>	検討中
6	R03	41.42	上下水道部	下水道整備課	<p>第4章 各論</p> <p>1. 久留米市下水道条例 (意見3) 下水の定義 下水道法第2条第3号では、「公共下水道」を「主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道(以下は論点に関係ないので省略する)」などと定義している。これに対して、久留米市下水道条例第2条第4号では、「公共下水道」は、「主として市街地における汚水を排除し、又は処理するために市が管理する下水道(以下は論点に関係ないので省略する)」などと定義している。 つまり、下水道法では、「下水」を排除等する下水道が公共下水道であるのに対して、久留米市下水道条例では、「汚水」を排除等する下水道が公共下水道であって、定義が異なっている。 汚水とは、生活等に起因等する廃水であり(下水道法第2条第1号)、下水とは、汚水と雨水である(同2号)。 つまり、下水道法では、雨水を排除等する下水道は、公共下水道になりうるが、久留米市下水道条例では、雨水を排除する下水道は、公共下水道になることはない。 したがって、久留米市では、雨水を排除する下水道には、公共下水道の規程が適用されない。 「公共下水道」を下水道法とは異なる定義づけをしたことで、雨水についての「公共下水道」に関する規程が漏れてしまっている。</p>	意見	<p>条例の「公共下水道」の定義から、雨水が漏れております。これは、分流式を採用しているため、汚水と雨水が別系統であり、「終末処理場を有する」雨水を排除する下水道が存在しなかったためと推測されます。 現在では、下水道事業として雨水対策事業を行っていますので、雨水についての記載も必要と考えております。 なお、H27の下水道法改正により、法第2条第3号口で雨水についての規程が追加されていますので、法改正に沿ったうえで、実情に合致した案文を検討中です。</p>	検討中

No.	年度	ペー	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
7	R03	42	上下水道部	給排水設備課	第4章 各論 1. 久留米市下水道条例 (意見4)市外居住者の代理人義務 市外居住者に対して、代理人の選定を義務付けて、本来自身で対応すべきである権利が制限されている。久留米市下水道条例第3条では、「義務者又は使用者は、市内に居住しない場合その他管理者が必要と認めるときは、この条例に関する一切の事項を処理させるため、市内に居住する者のうちから代理人を選定し、管理者に届け出なければなりません」と規定している。この届出を怠った者は、同条例第39条第1号によって5万円以下の過料が課される。この罰則によって届出義務は、強制されている。 本来、権利を行使し、義務を履行することは、その本人自身によってなされるべきであり、代理人の選定を義務付けるものではない。 不適切な行為により公衆衛生上悪影響を与えている状況等の早期改善を図る目的等のため規定しているものと考えられるが、全ての権利を自身で行使し、全ての義務を自身で履行したい者や、適切な代理人を市内に見つけることができない者にとっては、この制限は過大な制限にも受け止められるので、罰則規定を削除し、「届け出なければならない」を「届け出ることができる」として、義務を削除するなどの対応が望まれる。	意見	ご意見のとおり市外居住者に対して代理人を選定し届け出を義務付けて、この届け出を怠った者に罰則まで設けて課することは、過大な制限と考えられます。代理人の選定を義務とする条文については、義務者、使用者、代理人、市のいづれにも不当、不利益がないよう、ご意見を踏まえより実情にあった表現など検討してまいります。	検討中
8	R03	42.43	上下水道部	給排水設備課	第4章 各論 1. 久留米市下水道条例 (意見5)下水道法と条例の相違 下水道法第12条第1項では、一定の公共下水道の使用者に対して、政令で定める基準に従い、条例で、除害施設の設置等を義務付けることができる旨記載している。これに従い、久留米市下水道条例第7条の3第1項では、政令の定める基準に従って除害施設の設置等を義務付けている。しかし、政令の定めに従えば、ノルマルヘキサン抽出物質含有量は、鉱油類含有量については、1リットルにつき5ミリグラム以下とすべきところを5ミリグラム未満と規定している。また、動植物油脂類含有量についても同様に1リットルにつき30ミリグラム以下とすべきところを30ミリグラム未満としている。	意見	除害施設設置についての水質は下水道法第12条第1項で規定する政令第9条で定められており、ノルマルヘキサン抽出物質含有量は、鉱油類含有量については、1リットルにつき5ミリグラム以下また、動植物油脂類含有量についても1リットルにつき30ミリグラム以下とし、下水道法の規定と整合性をとるよう実情に合った条文を検討してまいります。	検討中
9	R03	43	上下水道部	給排水設備課	第4章 各論 1. 久留米市下水道条例 (意見6)除害施設の設置等義務 下水道法第12条の11第1項では、一定の水質基準に適合しない下水を排除して公共下水道を使用する者に対して、条例で除害施設の設置等を義務付けることができることを定めている。これを受けて、久留米市下水道条例第7条の4は、除害施設の設置等を義務付けられる場合を規定している。ところが、久留米市下水道条例では、下水道法とは異なり、当該下水から水洗便所から排除される汚水を除く旨の規定が存在する。しかし、このような規定が存在することで本来除害施設を設けなければならない使用者が、基準に満たない下水を水洗便所を介して公共下水道に排除するという事態を招きかねず、現実にこのような事態が生じた場合には、除害施設の設置を求めることができなくなっている。 よってこの規定は、本来除害施設を設けることを求められることによって基準に適合しない下水の排除を抑止するために存在するにもかかわらずその効果を減退させるものとなっているので、有効性の観点から問題がある。	意見	下水道法第12条第1項及び同法12条の11第1項で規定する水質基準は、政令第9条及び第9条の10で定められており、同法に基づく下水道条例第7条の3及び第7条の4の除害施設の設置に関する条文については、法に規定がない「水洗便所から排除される汚水については除害施設の設置を免除する」旨の記述があります。この適用除外の記述につきましては、【昭和49年2月9日、都下企発第12号、建設省都市局長通達】で「条例で定める下水排除基準は、水洗便所からの汚水等については、適用しないものとする」旨の通達に則り条例で規定しております。今回の意見を受けまして、除害施設の適正な設置と下水道への放流水の水質保全の趣旨の観点から、実情に合った条文を検討してまいります。	検討中
10	R03	43	上下水道部	給排水設備課	第4章 各論 1. 久留米市下水道条例 (意見7)軽微な変更の届出省略 久留米市下水道条例第9条では、排水設備等を新設等する場合に、予め管理者の確認を得なければならないことを定めている。確認を受けた事項を変更するときにも、予め管理者の確認を得なければならない。これは、法令に適合しない排水設備の設置を防止することになる。しかし、確認を受けた事項の変更には、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない軽微な変更もあり、これらについても全て予めの確認を得なければならないとすることは、新設等をする者にとって過大な負担となりかねないし、管理者にとっても負担となる。経済性の観点からすれば、一定の軽微な変更については、届出で足りるとする考え方もある。 この点について、担当者からは、施工不良があった場合に、新設等をする者等に手間のみならず金銭的な負担も生じる恐れがある旨の指摘を受けた。 効率性と確実性は、一方を優先すれば、もう一方が後退する関係にある。必ずしも効率性が優先されるべきとはいえないので、担当者の意見にも一理ある。当職の見解は、効率性の観点からの意見である。	意見	久留米市下水道条例第9条に規定する確認を受けた事項の変更については、管理者が変更する事項を把握し、その変更事項が設置及び構造に関する法令に適合するか、基準が守られているか改めて確認が必要と考えます。 なお、法令や基準の確認が必要でない判断できる簡易な変更協議等は電話でも柔軟に対応するなど申請者等の負担を軽減できるよう努めてまいります。	意見に対する見解

No.	年度	ペー	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状
11	R03	43	上下水道部	営業管理課	第4章 各論 1. 久留米市下水道条例 (意見8)口座振替等の規定の整備 久留米市下水道条例第23条では、公共下水道の使用料は、納入通知書で徴収すると規定している。しかし、実際には、口座振替の方法により徴収している場合もあるので、納入通知書又は口座振替の方法により徴収すると規定した方が適切である。	意見	下水道条例施行規程で使用料の徴収方法について、下水道使用料の徴収は水道料金の例により徴収すると規定し、水道条例施行規程には口座振替の方法についても触れているため、口座振替も含まれていると認識しておりました。ご意見を踏まえ、実情に合った条文を検討してまいります。	検討中
12	R03	44	上下水道部	下水道施設課	第4章 各論 1. 久留米市下水道条例 (意見9)変更事項への許可制度 久留米市下水道条例第36条では、公共下水道等に占用物件を設置しようとする場合に管理者の許可を受けなければならない旨定めている。通常、許可を受けた事項を変更する場合には、改めて許可を受ける必要がある。しかし、同条では、許可を受けた事項について変更した場合に、改めて許可を受けるべき旨の記載がない。例えば、同条例第30条では、「許可を受けた事項の変更をしようとするときも、また同様とする」と定めており、許可を受けた事項を変更する場合に改めて許可を受けなければならないことを明示している。このことから第36条では、あえてこの記載がないと考えられるので、条文を解釈する際には、許可を受けた事項であれば、変更をしたとしても改めて許可が不要であると解釈される可能性がある。公共下水道の管理を有効に行うことに問題がある。 久留米市下水道条例第36条においても、「許可を受けた事項の変更をしようとするときも、また同様とする」との規定を設けるなどの対応が望まれる。	意見	久留米市下水道条例第36条において、「許可を受けた事項の変更をしようとするときも、また同様とする」との規定を設けることは、第30条との整合を図る上でも必要性は高く、今後見直す方向で検討を進めていきます。	検討中
13	R03	44.45	上下水道部	給排水設備課	第4章 各論 1. 久留米市下水道条例 (意見10)生活保護者への助成 久留米市下水道条例施行規程第23条では、生活保護受給者が水洗便所への改造費用の助成を受けた場合に、助成の措置を取消し、又は既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる場合を規定している。 第1号では、久留米市下水道条例又は久留米市下水道条例施行規程に違反したときと規定している。違反行為を抑止する趣旨であると考えられるが、助成を受けた者に対してのみ抑止力を強めており、助成を受けた以上は、通常の市民よりも下水道行政について誠実であることを要求しているものであると考えられるが、被助成者に対してのみ強力な抑止力を働かせることは合理的ではない。排水設備に関する助成措置であるので、排水設備又は助成措置に関する不正に対してのみ抑止を与えるのが公平である。 第4号では、改造を行った日から3年以内に退去した場合である。これは、3年以上居住することを見込んだ上で助成金という負担を正当化しているものと考えられる。しかし、水洗便所への改造は、建築物の所有者の義務であり、生活保護を受給していてもこれは免れられない。仮に、3年間以上の居住ができない場合であったとしても、水洗便所への改造は義務付けられているのであるから、返還を求めることは合理的ではない。また、予想外に3年以内に居住を継続することができなくなる者も存在し、そのような生活保護受給者に負担を求めては、実質的には、必要な居住地の変更を制限することになってしまい不合理である。 なお、担当者からは、計画的に助成を受けて退去する場合等に返還を求める趣旨であったと考えるとの見解が示された。しかし、第3号では、「虚偽の申請その他不正な手段により助成措置を受けたとき。」と規定しており、不正があった場合に返還を求めることができる規定は既に存在しており、退去した場合一般に返還を求めることができる旨の規定は不要である。 第5号では、居住者が生活扶助の措置を取り消され、又は停止を受けたときである。この趣旨は、生活保護を受給していた者であっても、その後収入を得るようになり生活保護受給者でなくなったのであれば、助成金を返還すべきであるというものであると考えられる。しかし、貸付ではなく助成金であって、生活保護の受給もいずれは停止されることが予定されているのであるから、その予定された事情の発生によって、返還を求めるのは、助成金としていた趣旨に反すると思われる。 なお、担当者によれば、助成金申請から助成金の交付までには、工事や手続に一定の期間が必要であり、その間に生活保護の対象ではなくなる可能性があり、そのような場合に助成の措置を取り消す趣旨であるとの説明がなされた。 そのような趣旨であれば、「居住者が助成金の交付を受けるまでに生活扶助の措置を取り消され、又は停止を受けたとき。」と限定的な記載をするべきである。 第6号では、管理者が不適当と認めたととき、とある。前各号に該当しない不測の事態を想定したのと考えられるが、取消し又は返還を求められる場合としては、範囲が広すぎる。「助成を受けることが不適当であると認められる事情があると認めるとき」等として、制限を設けるべきである。	意見	①下水道条例施行規程第23条1号について 助成措置の取消し又は返還について、条例及びこの規程のすべての規定を対象にして違反した場合に適用することは過大な制限にあたると考えておりますが、さらに協議を重ね研究・検討してまいります。 ②下水道条例施行規程第23条4号について 同規程第23条4号に規定する3年以内に退去した場合に助成金の返還を求める事は、下水道への接続意義及び助成措置の適正な執行の観点からも、合理性に欠いていると考えておりますが、さらに協議を重ね研究・検討してまいります。 ③下水道条例施行規程第23条5号について ご意見のとおり、助成金交付後に何らかの理由により生活保護受給者でなくなった場合に返還を求める事は不合理であり、助成金交付時点で助成対象者であれば返還を求める事は必要ないと考えておりますが、さらに協議を重ね研究・検討してまいります。 ④下水道条例施行規程第23条6号について ご意見のとおり、表現が曖昧で漠然とした過大であり、制限を絞り込む必要があると考えておりますが、さらに協議を重ね研究・検討してまいります。	検討中

No.	年度	ペー	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
14	R03	45	上下水道部	給排水設備課	第4章 各論 1. 久留米市下水道条例 (意見11)軽微な変更の免除規定 下水道法第24条第1項では、公共下水道の排水施設の開渠である構造の部分に施設等を設置する場合に、公共下水道管理者の許可を受けなければならない旨定めている。許可を受けた事項についても同様に改めて許可を必要としているが、条例で定める軽微な変更については、改めて許可をとることを免除している。 法によって条例で定めるとされた「軽微な変更」について、久留米市下水道条例に定めが存在しない。その結果、いかなる軽微な変更であっても、公共下水道管理者の許可を改めて受けなければならない。公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれがない物件で許可を受けた物件に対する添加であって、設置の目的に付随して行うような軽微な変更については、改めて許可を受ける必要はないはずである。したがって、軽微な変更について条例で定めないことは、設置者及び管理者に不必要な負担を生じさせるものであり、経済性の観点から問題がある。	意見	行為の許可に関する軽微な変更については下水道条例に規定がありませんでした。ご意見のとおり下水道法により条例で定められており、「許可を要しない軽微な変更」については、「条例で定める軽微な変更を除く。」と記されており、物件の設置目的及び下水道の機能を妨げたり、施設を損傷するおそれなど施設保全の観点から条例改正の必要性を検討してまいります。	検討中
15	R03	45.46	上下水道部	営業管理課	第4章 各論 1. 久留米市下水道条例 (意見12)督促、督促手数料、延滞金規定 公共下水道の使用料を納期限までに納付しない者に対する督促の規定がない。督促手数料や延滞金の規定がない。その結果、督促手数料や延滞金を滞納者に対して請求することができない。納期限までに使用料を支払った使用者との間に公平性がない。また、督促手数料や延滞金の定めが存在した方が、回収可能性が高まる。 担当者からは、滞納者の多くが生活困窮者であることから督促手数料等の定めをしていないとの見解が示された。しかし、督促手数料等の定めは、公平性や回収可能性の観点からの定めであり、生活困窮者への配慮については、分納、猶予、免除等別の方法によることが適切であると考えられる。他の制度との均衡をはかり、公平な市民サービスの提供を行う観点から、督促手数料や延滞金について条例で定めることの要否について検討されたい。	意見	督促手数料は「久留米市延滞金徴収条例」の中で規定するものですが、ご指摘のとおり督促に関する規定がないため、徴収していません。督促手数料は久留米市延滞金徴収条例で定められていたところ、昭和51年4月1日に廃止した経緯がありますので、廃止の経緯を調査するとともに、税、国民健康保険料、介護保険料や市営住宅費等の関係課と協議し、対応してまいります。 延滞金は、農業集落排水事業及び特定地域生活排水処理事業との整合性を図る必要は認識しているところです。一方で、業者との連携・停水処分等を用いて非常に高い収納率を維持していること、滞納者の殆どが生活困窮、行方不明、倒産などのため、延滞金収入に期待できないことなどの状況があります。現行システムは高額なシステム改修費を必要とするため、費用対効果の面から見て回収が見込みめない状況の中、次期システムの導入の際に合わせて検討するなど、費用を抑えつつ延滞金の実施に向けた検討を行ってまいります。	検討中
16	R03	58	上下水道部	総務	第4章 各論 3. 久留米市下水道事業会計決算状況分析 (意見13)一般会計以外の債務残高の開示 久留米市には、一般会計の債務残高1,413億円のほかに、水道事業86億円、下水道事業640億円など公営企業会計や特別会計などにも債務残高が多額にあることは一般的にはあまり知られていない。久留米市財政健全化判断比率審査などでは、特別会計や公営企業会計を連結して検討されることはあるが、市全体の債務残高について明らかにされることはない。 まず、久留米市の一般会計、特別会計、公営企業会計などで久留米市が負担する債務残高を情報開示の1つに加えていただきたい。	意見	下水道施設の更新、耐震化、下水道の未普及地域への整備及び施設の更新、耐震化など投資には多額の費用が必要となり、財源の多くを、企業債により補填しています。水道事業、下水道事業の債務残高は決算時に、公表を行い、市全体の債務の状況については、実質公債費比率により、公表していますが、より分かりやすい債務残高の情報開示を、総合政策部と調整し、検討していきたいと思っております。	検討中
17	R03	58	上下水道部	総務	第4章 各論 3. 久留米市下水道事業会計決算状況分析 (意見14)下水道事業は借入過多 下水道事業の債務残高は、収入の13.65倍と一般会計の0.83倍、水道事業の2.00倍に比し突出して多額である。下水道事業の640億円という債務残高は、一般会計の起債残高の1,413億円の45%超の残高であり、収入規模から考えても借入過多である。	意見	未普及地域への整備及び下水道施設の更新、耐震化など投資には多額の費用が必要であり、下水道事業は、内部留保資金の蓄積が充分でないため、その財源の多くを企業債に依存しています。 企業債発行に当たっては、世代間負担の公平性の確保という本来の役割と事業運営のための資金確保のバランスを考慮しながら、将来世代への過重な負担とならない適切な借入を検討します。 また、投資の大部分を占める未普及地域の整備については、平成20年に策定した「久留米市生活排水処理基本構想」に基づき、汚水処理施設の整備を計画的に行ってきましたが、下水道事業の厳しい財政状況や今後の収入減少、整備予定地域の特性を踏まえ、令和5年度までに生活排水処理基本構想の見直しに取り組み、事業規模に応じた起債残高となるよう取り組んでいきます。	意見に対する見解

No.	年度	ペー	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
18	R03	59	上下水道部	総務	第4章 各論 3. 久留米市下水道事業会計決算状況分析 (意見15)企業債償還年数は25.9年と長期 営業収益の規模については、下水事業46億円、上水事業43億円と同規模であるにもかかわらず、下水事業の企業債残高は640億円と水道事業の86億円の7.4倍で非常に多額になっている。企業債要償還年数についても、下水事業が25.9年、水道事業が4.7年となっており、圧倒的に下水事業の債務負担が大きいことを示している。	意見	下水道事業は水道事業と比べ工事規模が大きく、また現在も整備を行っていることから、企業債残高も増加し続けています。 企業債発行に当たっては、世代間負担の公平性の確保という本来の役割と事業運営のための資金確保のバランスを考慮しながら、将来世代への過重な負担とならない適切な借入を検討します。 また、投資の大部分を占める未普及地域の整備については、平成20年に策定した「久留米市生活排水処理基本構想」に基づき、汚水処理施設の整備を計画的に行ってきましたが、下水道事業の厳しい財政状況や今後の収入減少、整備予定地域の特性を踏まえ、令和5年度までに生活排水処理基本構想の見直しに取り組んでいます。	意見に対する見解
19	R03	60	上下水道部	総務	第4章 各論 3. 久留米市下水道事業会計決算状況分析 (意見16)料金体系は長年変更されていない 上下水道の料金体系は平成20年4月1日以来改定がなされていないが、下水道事業は資金的にタイトな状況が予想されるため、早急な料金体系の改定が求められる	意見	平成20年度の使用料改定は、当時の下水道未普及地域への整備計画や、維持管理経費の増大が、地方債の繰上償還や投資の標準化を実施してもなお吸収できない経営状況を背景に行いました。この改定により、当面の経営良化を確保できました。しかし、下水道事業の法適化に従い企業会計を導入したことで、事業規模を上回るペースでの投資や、これに伴う資金不足が明らかとなりました。又、近年では、人口減少に伴う使用料収入の伸びの鈍化、維持・更新費用の増大など、経営的に厳しい状況もあり、使用料改定も含めた経営改善の必要性が高まっています。 現在は、令和5年度までに生活排水処理基本構想の見直しに取組み、使用料改定もこれらの取組みを踏まえて試算し、必要性を検討していく予定です。	意見に対する見解
20	R03	61	上下水道部	総務	第4章 各論 3. 久留米市下水道事業会計決算状況分析 (意見17)下水道の設備負担に配慮した料金体系が望まれる 上下水道の料金体系は、ほぼ同額の料金体系ではあるが、布設する管渠の大きさ、エリアの違い等で発生する経費、設備投資額、企業債残高などが水道事業と下水道事業では格段の差異があることは上記のとおりであるから、料金体系を改める際には、水道事業、下水道事業の設備投資額等を反映した料金体系にすることが望まれる。	意見	使用料改定を具体的に検討するにあたっては、日本下水道協会が示す「下水道使用料算定の基本的考え方」に準拠し、試算したいと考えています。 この中で、設備投資等、使用料でまかなうべき経費の見込みを折り込むことも基本手順にあげられており、使用料体系に反映させていくことになります。	意見に対する見解
21	R03	68	上下水道部	総務	第4章 各論 4. 久留米市上下水道事業経営戦略 (意見18)令和9年には返済不能 企業債の償還年数が30年であることを考えると、理論的には要償還年数が30年を超えた時期から返済不能の状況に陥ると考えられ、実際には内部留保資金がなくなった時点からは返済不能となるであろう。そういう意味では、令和3年(2021年)から返済不能の危険性は高まり、内部留保資金がなくなった時点、すなわち企業局の計画では令和9年(2027年)には内部留保資金が底をつき返済不能となると予測できる。	意見	経営の現状としてはご意見の通り、巨額の債務残高を抱え、投資・財政計画の見通しでも経常損益の赤字や内部留保資金の経常的な不足が想定されることから、経営改善が必須であると強く認識しているところです。 この解消に向けた取組みについては、ストックマネジメント計画や、生活排水処理基本構想の見直し等を行い、投資・財政計画に反映させ、必要な投資と経営のバランスの調整を行っていきます。	意見に対する見解
22	R03	69	上下水道部	総務	第4章 各論 4. 久留米市上下水道事業経営戦略 (意見19)令和10年には1年間で429百万円の資金不足 企業債の返済期間が30年であるから、令和10年(2028年)には、(35.0年—30年)×2,578百万円＝12,890百万円の返済原資不足となると試算できる。1年間の返済額では30年平均で429百万円(＝12,890百万円÷30年)の資金不足となるであろう。	意見	ご意見のとおり、償還による資金流出のタイミングと減価償却による内部留保の蓄積には、ズレが生じるため、これらを考慮しない投資活動を継続すると資金不足が生じることは、強く認識しているところです。 この解消に向けた取組みですが、ストックマネジメント計画や、生活排水処理基本構想の見直し等を行い、投資・財政計画に反映させ、必要な投資と経営のバランスの調整を行っていきます。	意見に対する見解



No.	年度	ペー	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
23	R03	69	上下水道部	総務	<p>第4章 各論 4. 久留米市上下水道事業経営戦略 (意見20)資金不足解消の方法 当該資金不足を解消するには、①建設改良費の削減、②下水道収益の増加、③他会計補助金の増加、④企業債償還金の減額などが考えられる。</p> <p>①の建設改良費については、下水道法第4条第2項において、公共下水道管理者は、前項の規定により事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、都道府県知事(都道府県が設置する公共下水道の事業計画その他政令で定める事業計画)に協議しなければならない、と規定しており、令和3年(2021年)度現在、令和8年(2026年)度の事業計画までは策定され、県知事に協議済みであるので、事実上令和8年(2026年)までの建設改良費については大きな減額は難しい。可能であれば速やかに建設改良費の減額をすべきである。令和9年(2027年)以降の事業計画については現在検討中であるので、必要最低限の設備計画にとどめることが望ましく、未普及地域の整備については、当面の間凍結し、資金的余裕ができてから再度整備を実施しても良いと考えられる。下水道の整備を期待していた市民に対しては、下水道事業の財政難について説明を果たし理解を得ることも下水道事業者の責任である。</p> <p>②下水道収益の増加については、接続率の増加なども考えられるが、端的には、料金の改定による下水道収益のUPを検討すべきである。上述の年間の資金不足額は429百万円と認められたことから、この金額を、公共下水道接続人口(令和2年度)230,371人で除して計算すると、一人当たり1,862円/年、156円/月の負担増で対応できる。また、上下水道の利用者の多くが上水道、下水道をセットに利用し、上下水道料金という認識で支払っているの为先述した通り投資額や債務残高は下水道事業が圧倒的に多いことから合計額は変えずに、水道の料金を減らし、下水道の料金を増加するなどの方法で大部分の利用者の負担感を抑える方法も考えられる。</p> <p>③他会計補助金については、本来、下水道事業は「汚水私費、雨水公費の原則」があるが、久留米市では気候変動の影響と考えられる大雨による浸水被害が毎年のように発生し、大雨の処理経費や大雨対策に関する経費が増大し、下水道事業の雨水対策事業費の負担も大きくなっていることを考えると、平成28年度から定額となっている1,567百万円/年の一般会計からの繰入金の適切な額に関し一般会計の財政担当部局との協議を行う必要がある。</p>	意見	<p>ご意見①及び④については、現在ストックマネジメント計画と投資・財政計画の整合性の調整や、生活排水処理基本構想の見直しに取り組んでおり、その結果を改めて投資・財政計画に反映することで、必要な投資と経営のバランスの調整を令和5年度中に行う予定です。またご意見②に関する下水道使用料の改定については、生活排水処理基本構想の見直しや、各種投資や更新の計画を踏まえ、検討を行う予定です。</p> <p>ご意見③ですが、一般会計からの繰入金の内訳は、「①雨水処理負担金」「②他会計補助金(汚水処理に関するもの)」「③他会計負担金(企業債償還に関するもの)」の3つに大別されます。久留米市における一般会計からの繰入金の課題は、②の一般会計での負担割合が明確になっていないため、繰入金全体が定額で設定されていることによる、調整弁になっている現状です。</p> <p>令和3年度決算においては、雨水公費の元、かかる費用は全額繰入金で負担出来ています。しかしご意見のように、福岡県の総合内水対策に関連して久留米市も雨水対策投資を増加しているため、①の増加は必至であり、その調整弁となっている②の負担の在り方を確立すべきであると考えています。令和4年度より総合政策部と具体的な協議を進めています。</p>	意見に対する見解
24	R03	76	上下水道部	下水道施設課 経理課	<p>第4章 各論 5. 下水道事業会計決算書監査 (指摘4)減損会計注記が事実と相違 減損会計の注記に「将来の使用が見込まれていない遊休資産のうち、帳簿価額が1,000万円以上のものについては、個々の資産毎にグルーピングする。」と記載されている。しかし、中央浄化センターに令和3年3月31日現在の簿価が19,773千円の遊休資産が存在していた。(詳細は減損の項目参照。)さらに、注記には「上記の固定資産グルーピングにて精査を行ったが、減損の兆候があると認められる固定資産はなかった。」と記載があり事実と反していた。実際に固定資産の視察を行い減損の兆候がないことを判定したのか疑いもたれるところである。固定資産台帳を基にして現物資産の状況を調査し、固定資産の減損の兆候を判定すべきである。</p>	指摘	<p>遊休資産に関しては、速やかに用途廃止の手続きを行います。その後、撤去費用の算出を行い、計画的に撤去を行います。</p> <p>今後は固定資産台帳と現物資産の照合を毎年9月を目途に定期照合を実施していく予定です。あわせて判定の際にはできるだけ詳細な検討結果を記録いたします。【措置方針を決定】</p>	今後の措置方針を決定
25	R03	76.77	上下水道部	経理課	<p>第4章 各論 5. 下水道事業会計決算書監査 (意見21)賞与引当金及び貸倒引当金の計上方法の会計規程への記載 久留米市企業局会計規程第7章の2「引当金」に退職給付引当金の計上方法が記載されているが賞与引当金や貸倒引当金について記載されていない。これは総務省の会計規程の記載例に退職給付引当金の計上方法しか示されていないことによるためと思われるが、引当金には見積り要素が多く、質的に重要な項目であることから計上方法を明確に会計規程に記載しておくことが望ましいと考える。修繕引当金や特別修繕引当金についても計上はされていないが、必要な場合は計上すべき引当金なので明記しておくことが望ましいと考える。</p>	意見	<p>平成26年度の地方公営企業会計基準の見直しにより、それまで任意で認められていた引当金の計上要件が明確化され、要件を満たすものについての計上と注記への記載が義務づけられました。(地方公営企業法施行規則第22条及び第37条)</p> <p>ご指摘の退職給付引当金については、一般会計など他会計との人事異動が頻発であること等の特殊性から、その算定において原則法と簡便法が認められていること、また会計間における負担割合が一律ではないことなど他の引当金にはない特殊性があるため、会計規程に明記しております。</p> <p>今後、他の引当金についても会計規程への明記を検討させていただきます。</p>	意見に対する見解
26	R03	86	上下水道部	営業管理課	<p>第4章 各論 5. 下水道事業会計決算書監査 (意見22)未収収益の計上 損益計算書の下水道収益の一部が、会計期間と対応していない。</p> <p>すなわち、下水道収益は、2か月分まとめて調定額を算定し、未収計上している。ここで、2か月分の調定額の算定は、奇数月に検針を行って実施する地区と偶数月に検針を行って実施する地区とでタイミングが異なる。下水道事業会計の年度末は3月であるから、偶数月に検針が行われる地区では、3月と4月の2か月分の基本料金が4月に未収計上される。さらに、従量料金については、2月から4月にまたがる金額が4月に未収計上されている。収益の期間帰属の適正性を厳密におこなうためには、検針を毎月行い1か月ごとの調定額を算定する事が必要になる。現実的にこれが困難であるならば、財務諸表の注記により、下水道収益が期ずれになっていることを情報開示してはどうかと考える。</p>	意見	<p>検針を毎月行い、1か月ごとの調定額を算定することは、現実的に困難な状況です。</p> <p>また、ご指摘の会計年度をまたがる下水道使用料(収益)につきましては、地方公営企業法施行令第十条の規定(調査決定した日の属する年度)により、4月検針分を4月末日に調査決定をしていることから、4月の属する会計年度分として認識しているところです。</p>	意見に対する見解



令和3年度包括外部監査結果報告書に対する対応状況と考え方  
下水道事業等に関する事務の執行について

No.	年度	ペー	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
27	R03	93.94	上下水道部	営業管理課	第4章 各論 5. 下水道事業会計決算書監査 (指摘5)受託業者との連携 滞納者の中に、毎月の下水調定水量が多量であり、1回の調定額が高額になっている者がいるが、その改善について受託業者による対応が十分になされておらず、滞納額が高額になっている。 企業局と受託業者とで連携して、改善策を検討すべきである。 水道事業の包括外部監査(平成30年度)にて同様の指摘を行ったが改善されていなかった。	指摘	高額使用者の滞納について、受託業者の粘り強い節水指導により、使用水量が減少している状況です。また、誓約額の支払についても過去一年間滞りなく行われております。今後も受託業者と連携して、改善を図ってまいります。	措置済
28	R03	94	上下水道部	営業管理課	第4章 各論 5. 下水道事業会計決算書監査 (指摘6)強制徴収の検討 滞納額が高額で、滞納期間も長期にわたる者については、強制徴収による債権回収も検討すべきである。	指摘	コロナ禍のため、停水処分が生命・財産に影響を及ぼすため、国から実施せぬよう依頼があり、生活困窮者に対する強制的な手段が取れない状況で上下水道料金滞納が増加しています。他自治体等へ回収可能額と回収方法の調査を行い、強制徴収の必要性について検討してまいります。	検討中
29	R03	94	上下水道部	営業管理課	第4章 各論 5. 下水道事業会計決算書監査 (指摘7)誓約管理の徹底 滞納回数が多く、新たな滞納額についての誓約書の取り直しができている者もいる。また、誓約書どおりの支払ができていない者もいる。 企業局は、債権管理について受託業者に説明を求め、債権管理の徹底に努めるべきである。	指摘	誓約書の取り直しができている案件の多くは、給水停止の未実施により直接連絡を取ることができない使用者です。誓約管理については、受託業者と定期的に情報共有を行い、徹底に努めてまいります。	措置済
30	R03	94.96	上下水道部	営業管理課	第4章 各論 5. 下水道事業会計決算書監査 (意見23)延滞金・手数料条例の制定検討 強制徴収は、債務者に財産がない場合は功を奏しない。 他方で、延滞金・手数料の追加徴収は、新たな滞納の抑止や滞納状態解消の動機付けにも繋がるし、強制徴収よりも簡便であるから、本来であれば延滞金・手数料の制度により債権回収を図りたいところである。 久留米市においては、下水道使用料債権について、延滞金・手数料を徴収する根拠条例がないため、今後は条例で定めることの可否について検討すべきと考える。	意見	督促手数料は「久留米市延滞金徴収条例」の中で規定するものですが、ご指摘のとおり督促に関する規定がないため、徴収しておりません。督促手数料は久留米市延滞金徴収条例で定められていたところ、昭和51年4月1日に廃止した経緯がありますので、廃止の経緯を調査するとともに、税、国民健康保険料、介護保険料や市営住宅費等の関係課と協議し、対応してまいります。 延滞金は、農業集落排水事業及び特定地域生活排水処理事業との整合性を図る必要は認識しているところです。一方で、業者との連携・停水処分等を用いて非常に高い収納率を維持していること、滞納者の殆どが生活困窮、行方不明、倒産などのため、延滞金収入に期待できないことなどの状況があります。現行システムは高額なシステム改修費を必要とするため、費用対効果の面から見て回収が見込みめない状況の中、次期システムの導入の際に合わせて検討するなど、費用を抑えつつ延滞金の実施に向けた検討を行ってまいります。	検討中
31	R03	94.97	上下水道部	営業管理課	第4章 各論 5. 下水道事業会計決算書監査 (意見24)下水道使用料の協議合意書 民法改正により、令和2年4月1日以降に時効が完成する債権については、同日以降に、滞納者との間で、下水道使用料債権について協議を行う旨の合意書(電磁的記録でも可)を作成することで、時効完成を1年間(再度の合意により最長5年まで猶予できる)伸ばせることになった(民法151条)。 今後は、この協議の合意書を活用するなどして、不納欠損を減らすようにすべきである。	意見	合意による時効の完成猶予を使って今後時効を伸ばしていく方法について、検討してまいります。	意見に対する見解

No.	年度	ペー	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
32	R03	99	上下水道部	総務	第4章 各論 5. 下水道事業会計決算書監査 (意見25)雨水処理経費の一般会計負担 雨水処理にかかる費用は、雨水公費の原則に従い、久留米市一般会計で負担すべきであり、雨水処理にかかる費用に対応させて雨水処理負担金を決定すべきである。一般会計から雨水処理経費と本来の下水道事業に対する繰入金をあわせて平成28年度から定額の1,567,000千円の繰入れはあるものの、雨水処理経費が増大すればそれだけ下水道事業への繰入金は減少することになる。久留米市では毎年のように発生する大雨による浸水被害を受け雨水処理にかかる費用は大幅に上昇することが見込まれることから、本来の下水道事業に回されるべき一般会計繰入金と雨水処理負担金は別に算定し、それぞれ繰入を行うようにするべきである。	意見	一般会計からの繰入金の内訳は、「①雨水処理負担金」「②他会計補助金(汚水処理に関するもの)」「③他会計負担金(企業債償還に関するもの)」の3つに大別されますが、久留米市における一般会計からの繰入金の課題は、②の一般会計での負担割合が明確になっておらず、繰入金全体が定額で設定されている現状です。 意見に該当する①は、②が調整弁となり、令和3年度決算現在、雨水に必要な費用は全額公費負担が来ています。しかし意見後半に係る②は一般会計での負担割合が明確になっていないため、その方法を含めて総合政策部と令和5年度予算編成より具体的な協議を進めています。	意見に対する見解
33	R03	118	上下水道部	下水道施設課 下水道整備課	第4章 各論 5. 下水道事業会計決算書監査 (指摘8)特命随意契約の不合理性 特命随意契約をする場合には随意契約とする理由を開示することになっているが理由が不十分な契約があった。 ・中央公園親水護岸清掃業務 ・中央浄化センター、西側公園及び南広場植栽業務 上記、2件の業務委託契約を随意契約とする理由として地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の「不動産の買入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工、又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適さないとき」に該当するとして、その理由を記載しているが十分に合理的なものとは思われなかった。十分に合理的と思われる理由を記載するか、競争入札にすることを検討すべきである。	指摘	【中央公園親水護岸清掃業務】 当該業務箇所は、中央公園内の施設であり、中央公園と一体となって管理を行うことが効率的であるため、中央公園の指定管理者へ随意契約を行っているものですが、随意契約理由が地方自治法施行令第167条の2第1項第6号「競争入札に付することが不利と認められる場合」の方が妥当であるため、随意契約理由を整理しました。  【中央浄化センター、西側公園及び南広場植栽業務】 当該植栽管理については、技術的要件及び緊急時の対応等を理由に、都市公園管理センターに随意契約するものですが、その理由が合理的でなかったため、改めて、随意契約理由を整理しました。	措置済
34	R03	118	上下水道部	経理課	第4章 各論 5. 下水道事業会計決算書監査 (意見26)契約締結伺いの押印者 契約締結伺いに起案部門の上長の承認印が押されていない。責任の所在が不明確となるため起案部門の上長の承認印を押すべきである。 契約書(案)は起案部門が作成しているが、設計金額300万円以上となる契約締結の意思決定は、経理課内で回議され最終的に部長(7,000万円以上は企業管理者)の決裁で承認されている。伺い書に添付されている仕様書及び設計図書等の資料の正確性を保証するためには詳細を把握している起案部門の責任者が確認し、承認印を押すべきであると考え。	意見	上下水道部独自で、長らく行われてきた契約分業処理は、過去に部内において発生した入札・契約における不祥事の再発防止策の一つではないかと推察されます。 しかしながら、ご指摘のとおり専決権者が管理者または部長である場合、原課の所属長による全体の確認がなされたか否かの確認ができず、責任の所在があいまいな状態にありました。 このため、令和4年度より市の契約事務に準じた方法に変更しました。今後は起案部門の責任者が確認し、承認することとなります。	措置済
35	R03	118	上下水道部	下水道整備課	第4章 各論 5. 下水道事業会計決算書監査 (意見27)特別損失—水害被害 令和2年度の特別損失116百万円は田主丸増設事業の途中でOD槽が水害にあったが保険をかけていなかったため、損害を受けた工事目的物に係る構築費用について、特別損失として計上したものである。今後何らかのリスク分散の方策を検討すべきである。	意見	本事案につきましては、当該工事の契約約款に基づき対応したもので、契約約款につきましては、国・県を含む公共工事全般で適用されており、企業局の危険負担分が特別に設定されているものではありません。 しかしながら、リスク回避の検討は必要と考えており、今後、同様の構造物を構築する場合には、設計段階から被害想定(施工中の浸水リスク等)を行い、被害を回避するための方策を見込んで、施工計画を立てるよう検討いたします。また、工事発注後、発注者、受注業者間で損害リスクの内容や規模に関して調査・検討を行うなど、工事実施面におけるリスク管理に努めます。	意見に対する見解

令和3年度包括外部監査結果報告書に対する対応状況と考え方  
下水道事業等に関する事務の執行について

No.	年度	ペー	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
36	R03	125	上下水道部	下水道施設課(経理課)	第4章 各論 5. 下水道事業会計決算書監査 (指摘9)固定資産用途廃止・除却 固定資産の用途廃止及び除却の会計処理が行われていない。 すなわち、上述したとおり、視察の結果、中央浄化センターにおいて用途廃止となった固定資産が2つ存在していた。久留米市企業局会計規程の第69条の3に従えば、これらの資産は企業管理者の決裁を受けて用途廃止すべきであった。令和2年度においては、この手続きがなされておらず約20,000,000円の固定資産除却費が計上漏れとなっていた。このため久留米市企業局会計規程の第70条にも整合していない。毎決算期ごとに固定資産台帳を整備し、除却資産がないか確認する体制を整える事が必要となる。固定資産除却費が計上されないと、損益計算の利益のみならず、貸借対照表の固定資産の金額も過大計上となるため、毎期確認する事が大切である。	指摘	現在使用停止している施設に関しては、速やかに用途廃止の手続きを行います。その後、撤去費用の算出を行い、計画的に撤去を行っていきます。 今後は、回収可能額を著しく低下させる変化を把握するためにも、固定資産台帳と現物の照合を毎年9月を目途に定期照合を実施して行く予定です。【措置方針を決定】	今後の措置方針を決定
37	R03	125	上下水道部	経理課	第4章 各論 5. 下水道事業会計決算書監査 (意見28)公営企業法適用前の固定資産簿価 平成26年度以前から存在する固定資産の取得原価は、貸借対照表及び固定資産台帳において、帳簿価格で計上されている事の情報開示がなされていない。 すなわち、上述したとおり、平成26年度以前から存在する固定資産の貸借対照表及び固定資産台帳の取得原価は、取得原価から減価償却累計額相当額を控除した金額となっている。これは、平成26年度において地方公営企業法を適用し、貸借対照表の作成を開始した事に関係するが、このことが計算書類において情報開示されていない。固定資産の期末簿価だけでなく、固定資産の取得原価や減価償却累計額の金額も、財務諸表利用者にとって重要な情報となる。平成26年度の地方公営企業法適用の経緯や影響額を財務諸表の「注記」に記載する事で、財務諸表利用者に情報提供することを検討してはどうかと考える。	意見	新たに地方公営企業法を適用し、開始貸借対照表を作成するに当たっては、「地方公営企業法の適用に関するマニュアル」(H27.1月総務省通知)に基づき地方公営企業資産再評価規則により、資産の再評価をすることになります。 同則第4条の4に基づけば、その取得価額から法の適用日までの経過年数に応じた減価償却額相当額を差し引いた額が、法適化した平成26年度以前から存在する固定資産の帳簿価額となります。 つまり、法適化の時期を明示することで、必要な情報開示が行われていると考えます。 ご指摘のとおり、財務諸表利用者にとって重要な情報は開示すべきであると認識しておりますので、今後とも重要な会計方針に係る事項があれば、注記に記載し、情報提供に努めます。	意見に対する見解
38	R03	125	上下水道部	経理課	第4章 各論 5. 下水道事業会計決算書監査 (意見29)減損の兆候の判断資料 減損の兆候の有無の判定につき、より詳細な検討が必要である。 すなわち、令和2年度においては、減損の兆候が無いと判定し、減損損失を計上しなかった。上述したとおり、減損の兆候の判定に際しては、判定基準(1)の「過去2期継続して赤字、又は継続して赤字となる見込みであること。」については、数値による検証が行われているが、それ以外の判定基準(2)～(4)に関しては、詳細な検討を行った記録が残っていなかった。	意見	減損会計は令和2年度決算から導入したものであり、会計上適正かどうかを確認しながら進めております。 一方で、経営状況が逼迫している下水道事業会計では、修繕や撤去にかかる費用を捻出できない機械について、故障や老朽化をもって即座に「減損の兆候がある」と判定することが難しい状況にあります。 今後は、修繕するか更新工事を実施するか、若しくは撤去するか、予算化も含めた今後の計画を明確にして、詳細な検討を行った記録を残してまいります。	意見に対する見解
39	R03	134.13 5. 143	上下水道部	経理課	第4章 各論 5. 下水道事業会計決算書監査 (意見30)入力方法の改善 経理課で作成する下水道事業会計決算書の資料を作成するにあたり、目視で手入力するという過程を減少させることが望ましい。 上述した企業債明細書を作成する場合、経理課担当者は公営企業会計システムより帳票を出力して、企業債明細書に必要な項目の情報を目視で手入力している状況である。 目視で手入力した場合、情報の入力漏れ又は入力誤りが発生する可能性があり、作業の生産性も低下することが挙げられる。 公営企業会計システムよりデータを抽出して表計算ソフトへデータを貼り付けてプログラミングにより集計する方法又は公営企業会計システムより企業債明細書の仕様で帳票を出力できる仕組みを実装する等、企業債明細書を作成する業務を含む下水道事業会計決算書の作成工程を見直し、作業の属人性を減らし業務効率の向上等を図るべきである。 なお、公営企業会計システムを改修する場合、当該システムのベンダに対するコストが発生することが予想される。 よって、担当部課において現状の公営企業会計システムに実装されている機能を理解し、下水道事業会計決算書の作成工程で目視にて手入力する過程を減らすよう担当部課内で協議する機会を設けるべきである。	意見	現行の企業会計システムにおいて作成・出力できる帳票のほとんどは、一部加工すれば、決算書の資料に利用できるものです。ただし、勘定科目については見直し前の科目も全て抽出されますが、過去の帳票を出力する際には必要ですので、削除することができません。しかしながらご指摘のように加工の仕組みを工夫することで目視で手入力する処理を削減することが可能であるため、決算書の作成工程の見直しも含め検討し、作業の属人性を減らし業務効率の向上等を図ってまいります。	意見に対する見解

No.	年度	ペー	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
47	R03	164	上下水道部	総務	第4章 各論 6. 契約事務監査 (意見35) 随意契約理由の妥当性 随意契約の理由については、当該業務の性質だけでなく、なぜその相手でなければ当該業務ができないのか、契約の相手方の調査経緯も明確にすべきである。 もっとも、次年度以降は、単独随意契約よりも機会均等・競争性が確保されている公募型プロポーザル方式を採用しているため、契約方法において改善がみられる。	意見	当該業務については、特有の運転状況や施設の機器やシステム等の専門性、及び非常時の対応などを重視し、これまで随意契約としておりましたが、経済性も視点も必要であることから、公募型プロポーザル方式への見直しを行いました。	措置済
50	R03	169	上下水道部	総務	第4章 各論 6. 契約事務監査 (意見36) 予定価格公表時期の検討 予定価格の事前公表を禁止する法令の規定はないが、予定価格を事前に公表すると、競争性が害される恐れもあり、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」において、予定価格の公表については、「事後の契約において予定価格を類推させるおそれがないと認められる場合又は各省各庁の長等の事務若しくは事業に支障を生じるおそれがないと認められる場合に限る。」とされていることも考慮すると、契約課所管の建設工事・設計等の業務委託であれば一律に事前公表とするのではなく、契約ごとに、事前公表を行った場合の問題点などを十分検討すべきと考える。	意見	予定価格の事前公表については、その価格が目安となって競争が制限され、落札価格が高止まりになること、建設業者の見積努力を損なわせることなどがその弊害と言われています。 しかしながら、令和2年度の平均落札率は、建設工事93.2%、業務委託90.1%となっており、建設工事においては、入札時に積算内訳書の提出を義務付けていること、また、利害関係者等の不正な働きかけを防止できること、さらには、組織的に価格の厳重な管理体制が不要となること(情報漏洩のリスクが無い)などから、現在、事前公表を行っています。 なお、不正な働きかけや情報漏洩のリスクは、契約内容によらず生じることから、契約課で発注する建設工事及び業務委託においては、一律事前公表としております。	意見に対する見解
51	R03	173	上下水道部	下水道施設課 下水道整備課	第4章 各論 6. 契約事務監査 (意見37) 再委託契約書の保管 随意契約の理由・業者選定過程は明確であり、問題はないと考える。 もっとも、日本下水道事業団は、株式会社NJSに業務を委託しているところ、その際の業務委託契約書が関連資料に含まれておらず、担当課でも、契約内容(委託業務内容)・契約日・契約金額・契約の相手方・履行期限は確認しているものの、契約条項は確認していないとのことであった。 本協定では、日本下水道事業団が、業務に関し建設コンサルタントと業務委託契約を締結するときは、損害賠償条項を定めなければならないとされている(協定第7条第2項)等、企業局でその契約内容が協定の趣旨に反しないかを確認する必要がある。したがって、再委託先との契約条項も企業局で把握し、契約書を関連資料にて保管すべきである。	意見	再委託先との契約条項も企業局で把握し、契約書を関連資料にて保管すべきであるとのご意見を受け、再委託先との契約書を保管いたします。	措置済
54	R03	180	上下水道部	下水道整備課	第4章 各論 6. 契約事務監査 (指摘17) 随意契約理由が不十分 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(性質又は目的が競争入札に適さないもの)を理由とする場合、当該業務の性質と必要な条件だけでなく、久留米環境維持管理業協同組合が、その必要な条件を満たしていること、必要な条件を満たす者が同組合以外にいないことを、具体的な情報・関係資料と共に、随意契約の理由の中で明示すべきである。	指摘	必要な条件を満たしていること、必要な条件を満たす者が同組合以外にいないことを具体的な情報と共に、随意契約の理由を明示するように契約事務を改善しました。	措置済
55	R03	183	上下水道部	営業管理課	第4章 各論 6. 契約事務監査 (指摘18) リース業者選定理由が不十分 本件契約は、リース契約の3者契約であり、賃料の支払先はリース業者であるから、リース業者の選定理由も、合わせて記載すべき。	指摘	当該契約の見積り合わせは、売主(システム開発業者)を対象として実施しておりますが、売主とリース業者との3者契約も可能としております。 今回のリース業者は売主が指定しているため、その旨を記載いたします。 なお、契約においては、売主が、リース業者へ支払う賃料を踏まえて、見積価格を決定しております。	措置済

No.	年度	ペー	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状
56	R03	183	上下水道部	営業管理課	第4章 各論 6. 契約事務監査 (意見38)随意契約理由が不十分 本件契約の目的物が、いずれも、平成29年10月の開発業務委託契約に基づき開発されたシステムソフト「AQUASTAFF」と密接に関連しており、同社製の機器・基盤・保守業務により、一元的な管理が可能となり、トラブルの際にも、迅速かつ的確な対応が可能となることを理由とした、随意契約及び業者選定過程には問題はないと考える。 もっとも、上記のとおり、本件契約は平成29年の開発業務委託契約が前提となっているところ、本件契約にかかる資料として同業務委託契約書が添付されておらず、実施時に記載の理由では関連性がわかりにくく、明確でない。 したがって、随意契約・業者選定の理由の根拠として、平成29年度の開発業務委託契約書を資料として添付するか、当該契約との関連性をより明確にすべきと考える。	意見	随意契約・業者選定の理由の根拠として、契約書等に関連資料として添付するようにいたします。	措置済
57	R03	199	上下水道部	営業管理課 給排水設備課 城島事務所	第4章 各論 7. 農業集落排水事業 (意見39)延滞金の徴収 農業集落排水事業にかかる使用料及び受益者分担金については、条例の定めにより使用料は延滞金を徴収する旨の定めがあるにもかかわらず、延滞金を計算する仕組みを設定していない。 延滞金にかかる条例に基づき、延滞金を計算して徴収すべきである。もっとも、令和3年度以降は通知書に延滞金を記載して対応を行っているため業務に改善が認められる。 他方、下水道事業や特定地域生活排水処理事業にかかる使用料については、延滞金を徴収する条例の定めが見受けられない。久留米市内で類似する汚水処理事業間で延滞金を徴収しているものと徴収していないものが混在することは、公平性が保持できないという側面もある。	意見	農業集落排水事業と同様の特別会計にある特定地域生活排水事業の延滞金は異なるべきではなく、また、久留米市延滞金徴収条例からも徴収の必要があると認識しています。今後、企業会計にある下水道使用料の延滞金導入の動向に合わせ、延滞金の徴収に向けた検討を行ってまいります。	検討中
58	R03	199	上下水道部	営業管理課 田主丸事務所 北野事務所	第4章 各論 7. 農業集落排水事業 (意見40)督促料について 農業集落排水事業にかかる使用料が期日まで納付されていない場合、田主丸事務所及び北野事務所では督促業務を実施している。しかし、現在の久留米市の条例では、督促業務を実施しても督促料を徴収する定めが見受けられないため、督促料は徴収できない。 田主丸事務所及び北野事務所では、2か月に一度督促業務を実施しており、督促の書面を作成、郵送の手配等の人件費並びに切手代等の通信費が発生している。また、期日までに使用料を納めないと督促料を請求されるという滞納者への牽制機能にもなるという観点も踏まえて、督促料徴収について条例で定めることの可否を検討することが望ましい。 この点、下水道事業、その他の事業との均衡をはかることも重要である。	意見	督促手数料は「久留米市延滞金徴収条例」の中で規定するものですが、ご指摘のとおり督促手数料に関する規定がなく、企業局でも制定をしておりません。 督促手数料は久留米市延滞金徴収条例で定められていたところ、昭和51年4月1日に廃止した経緯がありますので、廃止の経緯を調査するとともに、税、国民健康保険料、介護保険料や市営住宅費等の関係課と協議し、対応してまいります。	検討中
59	R03	199	上下水道部	田主丸事務所 北野事務所	第4章 各論 7. 農業集落排水事業 (意見41)システムについて 農業集落排水事業にかかる使用料及び分担金は、田主丸事務所及び北野事務所に設置しているパソコン内の使用料・分担金システムで管理されている。当該システムはスタンドアロンであり、ベンダは同じ業者である。しかし、システムのバージョン及び仕様が異なるため、各事務所で当該システムに基づく業務のマニュアルを整備運用しているが、マニュアルの内容は統一ではない。使用料・分担金システムのバージョン及び仕様を統一し、又はスタンドアロン形式からクラウド形式のバージョンへ更新するなど事務所間のシステムを統一し、農業集落排水事業に係る業務の平準化を図ることが望ましい。また、システムを統一することで、業務の属人性をより排除することができるため、業務マニュアルの見直しも併せて検討することが望ましい。	意見	農業集落排水管理システムは同一業者の異なるバージョンを北野と田主丸事務所に使用しております。現行システムのバージョン及び仕様を統一することについては、クラウド形式の導入等を視野に検討を行っております。また、業務マニュアルの見直し等及び情報共有により事務所間の業務の平準化に努めてまいります。	措置済
60	R03	217	上下水道部	給排水設備課 城島事務所	第4章 8. 特定地域生活排水処理事業 (意見42)延滞金の徴収 特定地域生活排水処理事業にかかる施設使用料及び施設費分担金について、延滞金の徴収に関する条例が定められておらず、滞納者と滞納していない者との間で公平性が保持できていない。また、久留米市内の農業集落排水施設使用者のうち未納で延滞金を徴収されている使用者との公平性も保持できていない。 延滞金の徴収については条例の定めが必要であることから、施設使用料及び施設費分担金にかかる延滞金の徴収に関する条例を定めることの可否を検討すべきである。久留米市全体で延滞金の取り扱いについて統一的指針を出すべきである。	意見	農業集落排水事業と同様の特別会計にある特定地域生活排水事業の延滞金は異なるべきではなく、また、久留米市延滞金徴収条例からも徴収の必要があると認識しています。今後、企業会計にある下水道使用料の延滞金導入の動向に合わせ、延滞金の実施に向けた検討を行ってまいります。	検討中

No.	年度	ペー	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状況
61	R03	218	上下水道部	給排水設備課 城島事務所	第4章 8. 特定地域生活排水処理事業 (意見43)浄化槽台帳のシステム管理運用 現状は、上述したとおり、書面とシステムで浄化槽ごとの情報を登録管理している。書面とシステムを併用して登録管理するよりも、システムにて一元管理する方法へ変更することが望ましい。 理由として、下記のメリットが挙げられる。浄化槽ごとの情報を検索する場合、現状では書面とシステムの両方を検索する必要もあるも、システムにて一元管理することで効率的に検索できる。書面の情報はファイリングされており、かつキャビネット棚で保管されている等物理的な場所を必要とするが、システムにて一元管理することで、ファイリング作業の削減、紙資源やファイリング用のファイルの削減、物理的な場所を削減できる等経費の節約及び環境貢献につながる。 なお、システムの更新等にはコストを要するため、システム導入による台帳管理の作業効率及びランニングコストの削減効果と、システム導入コストを比較衡量したうえで導入要否について検討する機会を設けるべきである。	意見	一元管理のためには、地図情報等と顧客情報がリンクされることが必要であります。市管理の浄化槽基数は、1700基程度であり、問い合わせ件数も少なく、浄化槽システムの改修を行うと改修費用や多大な労力がかかり、費用対効果が見込めないと思われます。しかしながら、一元管理は必要と考えるため、低廉化をはかるために、既導入の庁内GISを利用し、地図情報や浄化槽台帳情報をリンクさせることができるかどうか等検討を進めてまいります。その一環として、来年度より浄化槽システム検索機能強化(複数ワードで検索)改修を行う予定です。	意見に対する見解
62	R03	218	上下水道部	給排水設備課 城島事務所	第4章 8. 特定地域生活排水処理事業 (意見44)指定検査機関の浄化槽台帳との整合性 現状は、上述したとおり、一般財団法人福岡県浄化槽協会が管理している浄化槽台帳を閲覧できる仕組みがないため、久留米市企業局で管理している浄化槽台帳の登録情報と整合性を確認できない。 久留米市企業局で管理する浄化槽台帳の登録情報の正確性を担保するためにも、指定検査機関の浄化槽台帳の登録情報を閲覧できる仕組みを整備することが望ましい。 なお、久留米市企業局のみで当該仕組みを整備することは資源的制約があり難しい状況であるため、一般財団法人福岡県浄化槽協会と連携し、他市の浄化槽管理担当部課とも協働して仕組みを構築していくことが望ましい。	意見	この件は、久留米市単独で仕組みを構築することは困難であります。現在、福岡県において浄化槽台帳協議会が設立され、この協議会には県や浄化槽協会、業界代表、市町村代表が入り、情報共有を前提とした台帳について協議が進められているところです。	意見に対する見解
63	R03	222	上下水道部	下水道施設課	第4章 9. し尿処理事業 (指摘19)固定資産の除却 公有財産台帳建物番号3の簡易熱源機(価格5,156千円 建築年月日昭和37年5月29日)、公有財産台帳建物番号4の工場機械室(価格1,959千円 建築年月日昭和37年5月29日)、公有財産台帳建物番号5の工場機械室(価格3,625千円 建築年月日昭和37年5月29日)、公有財産台帳建物番号6の工場機械室(価格4,561千円 建築年月日昭和37年5月29日)、公有財産台帳建物番号12の倉庫(価格361千円 建築年月日昭和44年3月31日)、公有財産台帳建物番号14の焼却場(価格2,579千円 建築年月日昭和47年12月26日)については、その用途は終了し、未使用の常態である。予算措置を行い解体・除却、用途廃止の手続きを行わなければならないと考える。久留米市では旧し尿処理施設の施設・設備の撤去及び整地等に関し、平成28年度から令和14年度までを計画期間とする撤去計画を作成し、この計画に基づき、倒壊等の恐れのある危険度の高い施設・設備から優先して順次対応を行っているところであるので、確実に実施されたい。	指摘	平成28年度から令和14年度までを計画期間とする撤去計画を作成し、この計画に基づき、倒壊等の恐れのある危険度の高い施設・設備から優先して順次対応を行ってまいります。【措置方針を決定】	今後の措置方針を決定
64	R03	222	上下水道部	下水道施設課	第4章 9. し尿処理事業 (指摘20)固定資産の除却 写真は、清掃津福工場内の3つの建設物の写真である。担当課に確認したところ、各建設物は、第2消化槽、ガスタンク、第1消化槽であるとの説明を得た。これらの施設は旧し尿処理施設の建設物で現在は使用されず、公有財産台帳には掲載されていない状況である。このような、使用していない建設物で老朽化しているものであることから、予算を計上し早急に撤去等行い場内の整備を行うべきであると考え。久留米市では旧し尿処理施設の施設・設備の撤去及び整地等に関し、平成28年度から令和14年度までを計画期間とする撤去計画を作成し、この計画に基づき、倒壊等の恐れのある危険度の高い施設・設備から優先して順次対応を行っているところであるので、確実に実施されたい。	指摘	平成11年4月に新清掃津福工場が運転を開始し、それ以降、旧施設については用途を廃止したにもかかわらず、長年にわたり残置する結果となってしまいました。本来であれば時期を逸せず解体をするべきでしたが、平成28年度から令和14年度までを計画期間とする撤去計画を作成し、当該計画に基づき解体撤去を進めているところです。また、公有財産台帳から除却は、解体に合わせて行うべきでした。 コロナ禍による事業停止や工事の平準化等により計画も随時、見直しつつ、倒壊等の恐れのある危険度の高い施設・設備から優先して、確実にまいります。【措置方針を決定】	今後の措置方針を決定

令和3年度包括外部監査結果報告書に対する対応状況と考え方  
 下水道事業等に関する事務の執行について

No.	年度	ペー	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等	対応状
65	R03	223.22 4	上下水道 部	下水道 施設課	<p>第4章 9. し尿処理事業 (意見45)久留米市清掃津福工場、耳納衛生センター、両筑苑の合併 久留米市のし尿処理については、田主丸地域は耳納衛生センター、北野町は両筑苑、残る旧久留米市、三潴地域、城島地域のし尿処理については久留米市清掃津福工場にて実施している。 決算の状況からわかるように、令和2年度に久留米市は耳納衛生センターに81,091千円、両筑苑に23,431千円負担金補助金を支出している。 一方、清掃津福工場の年間処理能力は87,600KL／年(240KL／日×365日)に及び現在の処理実績はその50%程度(40,351KL／年÷87,600KL)であることから、田主丸地区、北野地区は、うきは久留米環境施設組合、両筑衛生施設組合から離脱し、清掃津福工場で処理する方が久留米市としては経済的になると考えられる。 とはいえ、合併前の田主丸地区、北野地区のし尿処理を担った経緯があることから、両組合の施設の建替え等の際に、両地区の施設の処理の統合を検討する必要性は高いと考えられる。</p>	意見	<p>うきは久留米環境施設組合については、令和9年度末を目的に組合脱退をする予定で組合、うきは市と協議を進めており、組合議会においても令和10年度からは各々で処理することが承認されているため、各市が市域内処理の方策等を検討している状況です。 両筑衛生施設組合については、施設整備検討委員会が立ち上げられ、施設のあり方について構成市町と協議を進めています。</p>	意見に対する見解